

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第1297号から第1299号まで)

平成27年5月8日

横情審答申第1297号から第1299号まで

平成27年5月8日

横浜市長 林 文 子 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 三 辺 夏 雄

横浜市個人情報の保護に関する条例第53条第1項の規定に基づく諮問
について（答申）

平成26年9月24日中戸第677号、平成26年9月24日中戸第679号及び平成26年9月24日中戸第680号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「特定本籍 特定個人の戸籍証明等請求書（特定期間）」の個人情報非開
示決定に対する異議申立てについての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「特定本籍 特定個人の戸籍証明等請求書（特定期間）」の個人情報を非開示とした決定は、妥当である。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「特定本籍 特定個人の戸籍証明等請求書（特定期間）」（以下「本件個人情報」という。）の個人情報本人開示請求（以下「本件請求」という。）に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が平成26年7月2日付で行った個人情報非開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の非開示理由説明要旨

本件個人情報については、横浜市個人情報の保護に関する条例（平成17年2月横浜市条例第6号。以下「条例」という。）第2条第3項に規定する保有個人情報が存在しないため非開示としたものであって、その理由は次のように要約される。

(1) 本件異議申立てに係る経緯

ア 異議申立人（以下「申立人」という。）は、平成26年4月9日付で特定期間に係る戸籍証明等請求書の本人開示請求を行った。

これに対し実施機関は、本件個人情報について、戸籍証明等の請求がなかったため、本来不存在のところを、文書の特定を誤り、「他の機関の業務に関する情報であり、開示することにより、他の機関における正確な事実の把握を困難にするおそれ」があると判断し、条例第22条第7号に該当するとして、個人情報非開示決定を行った。

イ 申立人は、平成26年5月13日付で改めて上記アの期間内の特定期間に係る戸籍証明等請求書の個人情報本人開示請求を行った。

これに対し実施機関は、前回の本人開示請求の際に誤って特定した文書が今回の指定期間に該当していたため、前回と同様の個人情報非開示決定を行った。

ウ 申立人は、平成26年5月27日付で改めて上記イの期間内の特定期間に係る戸籍証明等請求書の個人情報本人開示請求を行った。

これに対し実施機関は、前々回の本人開示請求の際に誤って特定した文書が今

回の指定期間に該当していたため、前々回と同様の個人情報非開示決定を行った。

当該決定に対して申立人は、平成26年6月20日付で処分の取消しを求める異議申立てを提起した。

当該異議申立てを受けて実施機関にて改めて関係書類を確認したところ、文書特定を誤っていたことに気付き、精査した結果、本件個人情報は存在しないことが判明した。

エ よって、本件請求に係る当初の決定は瑕疵ある行政処分であったため、当該処分を取り消し、本件個人情報は存在しないとする個人情報非開示決定を行った。

(2) 本件個人情報の不存在について

平成26年6月20日付の異議申立てを受けて改めて平成26年4月当初に立ち返り、関係書類の全ての確認と本件個人情報の探索を行った。

平成26年7月2日付の当初決定の取消しは、当該決定通知書中の、「根拠規定を適用する理由」について、本件個人情報は存在しない旨記載すべきところ、文書特定を誤ったことにより本件個人情報が存在することを前提に記載したため、瑕疵ある行政処分であったと判断し、行ったものである。

併せて、本件個人情報は、特定期間内に受理していないため、取得しておらず、保有していないことから非開示とする再決定を行った。

(3) その他

個人情報非開示決定の取消し及び再決定について、取消しと再決定の各々に異議申立てがなされたが、当該取消し及び再決定は同一の文書で同時に行ったものであることから、今後の審理の円滑化を図るためにこれらの異議申立てを併合することとした。

4 申立人の本件処分に対する意見

申立人が、異議申立書、意見書及び意見陳述において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

(1) 本件処分を取り消す、との決定を求める。

(2) 本件処分は平成26年6月20日付の異議申立てを受けて、本件処分の前提となる個人情報非開示決定の取消しをなした上でなされている。そして再決定後、実施機関は異議申立てを却下した。このような取消し及び再決定を許すとなると、実施機関は非開示決定に対する異議申立てがなされて、認容もしたくないが、審査会への諮問もしたくない場合には、原処分を取り消し、再決定をなすことによって、開示も

諮問もすることなく、実質的には原処分を維持することができることとなる。そうすると、条例が原処分を維持すると判断したときには審査会に諮問しなければならないとした趣旨を没却する。係る処分は、開示請求者の知る権利を侵害するものであり、個人情報保護の見地からも決して許されない不当な処分である。

(3) 請求の対象となる保有個人情報があるにもかかわらずそれを見落とすことは一般的に起こりうるが、請求の対象となる保有個人情報がなかったのにあったと誤認することはまれである。さらに、条例上の開示請求を受けた場合に請求の対象となる保有個人情報があつたのに非開示とする場合には、非開示とする判断に誤りはないか、根拠規定等を慎重に検討することになる。請求の対象となる保有個人情報が無い状態でこれらの検討をしたり、非開示決定通知書を作成することなどありえない。3回の請求に及んでも、請求がなかったのにあったと誤認したとか、非開示決定通知書を誤記したということが真実とは思われない。

(4) 申立人からの質問に対して担当者がなした回答は、本件個人情報を持っていないことができるはずがない回答であつた。また担当者は、回答するに当たって、上司に相談してからコールバックして回答するなど、慎重に対応している。戸籍証明等請求書を確認せずに上司に相談の上回答をすることは考えられない。

(5) 第三者が自ら又は探偵事務所をして、他の機関の戸籍証明等請求書を偽造又は不正に入手し、又は、他の機関の職員を強要、買収するなどして、申立人の戸籍証明等を不正に入手した可能性が高い。

申立人としては、本件個人情報の開示を早急に受けて、このような不正行為の有無、あつたとしてどのような不正行為を誰が行つたのかを調査するなどして、申立人、申立人の家族等に対して、今後、どのような不法行為がなされる可能性があるのかを予見し、申立人、申立人の家族等の身体、財産等に危害が加えられることに対する予防策等を打つ必要がある。

(6) 異議申立てが提起されてから実施機関が処分の取消し及び再決定を行つたことについて、申立人は不信感を抱いている。実施機関は違法であることを認めた上で、実は何か大きな問題を隠そうとしているのではないかと思わざるを得ない。

(7) 申立人は、誰が申立人の戸籍証明等を請求したのかを知りたいだけである。

5 審査会の判断

(1) 戸籍証明等請求に係る事務について

ア 戸籍証明等請求書は、戸籍法（昭和22年法律第224号。以下「法」という。）

第10条、第10条の2及び第12条の2に基づき、戸籍証明等を請求する者が必要事項を記入して、法第4条により準用する法第1条に基づく戸籍事務管掌者である区長あてに提出する文書である。区長は提出された戸籍証明等請求書により、請求資格、請求の対象となる戸籍等の有無などを確認し、戸籍に記録されている事項の全部又は一部を証明した書面の交付を行っている。

イ 戸籍証明等請求書には当該戸籍の本籍、筆頭者氏名、筆頭者の生年月日等の戸籍を特定する事項、請求者の住所、氏名等、請求者に関する事項の記載を求め、請求者が本人であることをどのように確認したかを記録している。

ウ さらに、本人、配偶者及び直系血族以外の第三者が請求する場合は請求理由（法第10条の2第1項）の記載を、国又は地方公共団体の機関が請求する場合は請求の任に当たる職員の官職、当該事務の種類及び根拠となる法令の条項並びに利用の目的（同条第2項）の記載を、弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士又は行政書士の職務上請求の場合はその有する資格、当該業務の種類、当該事件又は事務の依頼者の氏名若しくは名称及び当該依頼者の請求理由（同条第3項）の記載を、弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士又は弁理士の職務上請求で紛争処理等の代理業務の場合はその有する資格、当該事件の種類、その業務として代理し、若しくは代理しようとする手続及び利用目的（同条第4項）の記載を求めている。

(2) 本件個人情報について

本件個人情報は、特定の期間に実施機関において受理した、申立人に係る戸籍証明等請求書である。実施機関は、本件個人情報を請求対象期間内に受理していないため、保有していないと説明している。

一方、申立人は、本件個人情報は存在するはずであり、本件処分は違法であると主張している。

(3) 本件個人情報の不存在について

ア 当審査会は、本件個人情報は存在しないとする実施機関の説明を確認するため、平成27年3月2日に実施機関から事情聴取を行ったところ、次のとおり説明があった。

(ア) 平成26年4月9日に申立人から開示請求があった時点で、中区総務部戸籍課の複数の職員が本件個人情報であるとして戸籍証明等請求書を確認したものの、誤って本人開示請求者以外の個人に係る戸籍証明等請求書を特定していた。ま

た、当該開示請求に係る起案文書については、誤って特定をした本人開示請求者以外の個人に係る戸籍証明等請求書の写しを添付せずに起案し、決裁権者が最終的な意思決定をしている。

(イ) 申立人から平成26年6月20日付で異議申立てがなされ、これを受けて再度特定した戸籍証明等請求書を確認したところ、本人開示請求者以外の個人に係るものであることが判明した。そこで、改めて本件個人情報の探索を行ったが、存在を確認することができなかった。このことについては異議申立てがなされるまで気付かなかった。平成26年4月9日の本人開示請求の時点で戸籍証明等請求書の特定を誤り、その後は、申立人から指定期間のみが違う同様の請求がなされたため、同じものが請求されているとの思い込みで決定をしていた。

(ウ) 本人開示請求者以外の個人に係る戸籍証明等請求書の存在を明らかにしてしまふことは適切ではないと考えたが、起案文書の開示請求がなされた場合、特定した戸籍証明等請求書の存在自体が明らかになるため、審査会への諮問の際、適用条文の誤りから文書特定の誤りに理由を改めた。

イ 当審査会は、以上を踏まえ、次のように判断する。

(ア) 当審査会は、平成26年5月13日付の本人開示請求に係る起案文書である平成26年度中戸第166号を見分し、申立人から提出された本人開示請求書のほか、本人開示請求者以外の個人に係る戸籍証明等請求書の写しが添付されていることを確認した。また、同年4月9日付の本人開示請求に係る起案文書である平成26年度中戸第63号及び同年5月27日付の本人開示請求に係る起案文書である平成26年度中戸第232号を見分し、申立人から提出された本人開示請求書は添付されているものの、戸籍証明等請求書の写しは添付されていないことを確認した。

(イ) 当審査会としては、請求の対象となる保有個人情報が存在する場合の非開示等の決定に際しては、通常、当該保有個人情報の写しに、どの箇所がどの非開示条項に該当するかを明記して起案文書に添付し、当該決定が適切なものであるかどうかを起案者及び承認者が確認した上で、決裁権者による最終的な意思決定がなされるべきであると考えます。

本件請求においては、平成26年4月9日付の本人開示請求に係る起案文書及び同年5月27日付の本人開示請求に係る起案文書には、戸籍証明等請求書の写しは添付されていなかった。平成26年4月9日付の本人開示請求に係る起案文

書に戸籍証明等請求書の写しが添付され、決裁の過程でそれが本人開示請求者以外の個人に係るものであることに気付いていれば、その後申立人は、追加の本人開示請求や異議申立てを提起することはなく、第三者から危害を加えられるのではないかという不安や、実施機関に対する不信感を抱くこともなかったであろうと考えられる。

しかしながら実際には、実施機関は、平成26年6月20日付の異議申立てを受けて改めて本件個人情報の探索を行ったが存在を確認することができなかったと説明しており、当審査会としては、実施機関の本件個人情報は存在しないと説明については認めざるを得なかった。

(ウ) なお、本件請求に係る決定の際に、起案文書に請求の対象となる保有個人情報が添付されていないものがあることや、本人開示請求者以外の個人の戸籍証明等請求書の写しが特定されて添付されているなど、複数の事務の誤りが重なり、結果として申立人に強い不信の念を抱かせることとなってしまったことは誠に遺憾である。今後、実施機関におかれては、請求の対象となる保有個人情報を正確に特定し、起案文書にはその保有個人情報の添付を確実に行うなど、適正に個人情報を取り扱うとともに、本人開示請求制度の目的は、本人開示請求権を保障し、市政の適正かつ公正な運営に結び付けていくことにあることを深く認識し、本人開示請求に係る事務手続を一層慎重に行うよう強く望むものである。

(4) 申立人の主張について

申立人は、平成26年6月20日付の異議申立てについて、実施機関が当審査会に諮問することなく却下したことを違法であると主張している。しかし、実施機関による平成26年6月20日付の異議申立てを却下した決定には違法性は認められず、当該主張は、当審査会の判断を左右するものではない。

(5) 結論

以上のとおり、実施機関が本件個人情報を存在しないとして非開示とした決定は、妥当である。

(第二部会)

委員 金子正史、委員 高橋良、委員 三輪律江

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成26年9月24日	・実施機関から諮問書及び非開示理由説明書を受理
平成26年10月16日 (第177回第三部会) 平成26年10月23日 (第257回第一部会)	・諮問の報告
平成26年11月4日	・異議申立人から意見書を受理
平成26年11月14日 (第261回第二部会)	・諮問の報告
平成27年1月9日 (第263回第二部会)	・審議
平成27年1月23日 (第264回第二部会)	・審議
平成27年2月6日 (第265回第二部会)	・異議申立人の意見陳述 ・審議
平成27年3月2日 (第266回第二部会)	・実施機関から事情聴取 ・審議
平成27年3月13日 (第267回第二部会)	・審議
平成27年4月10日 (第268回第二部会)	・審議